

医療専門学校 水戸メディカルカレッジ 学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 水戸メディカルカレッジ（以下「本校」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）、言語聴覚士法（平成9年法律132号）及び保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき、学生に対して、深く専門の実学教育を教授するとともに、医療に従事する者として必要な知識・技能及び態度を養うことにつとめ、自由闊達にして教養高く、医療・保健・福祉社会の進展に寄与できる有為な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、医療専門学校 水戸メディカルカレッジと称する。

(所在地)

第3条 本校の所在地は、水戸市東原3丁目2番5号とする。

(課程、学科、修業年限、収容定員等)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、収容定員及び在学年限は、次の通りとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	区分
医療専門課程	理学療法学科	3年	40名	120名	昼間
	言語聴覚療法学科	3年	40名	120名	昼間
	看護学科	3年	40名	120名	昼間

2 理学療法学科及び言語聴覚療法学科の在学年限は、各年次2ヵ年までとし、6年を超えて在学することはできない。

3 看護学科の在学年限は、6年までとする。

(自己点検・評価)

第5条 本校は、教育研究水準の向上を図るとともに、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項に定める点検及び評価に関する事項については、幹部会議において協議し、実施する。

第2章 学年、学期、休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日（授業のない日）は、次のとおりとする。

〈理学療法学科、言語聴覚療法学科〉

- (1) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 春期休業日 3月21日から3月31日まで
- (4) 夏期休業日 9月1日から9月30日まで
- (5) 冬期休業日 12月28日から翌年1月3日まで

〈看護学科〉

- (1) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 春期休業日 3月21日から4月8日まで
- (4) 夏期休業日 1,2年生 8月1日から8月31日まで
3年生 8月第2週と10月第2,3,4週
- (5) 冬期休業日 12月28日から翌年1月6日まで

2 学校長は、必要により前項の休業日を変更することができる。

3 学校長は、前項の規定に関わらず、教育上必要があるときは、休業日に授業を行うことができる。また、必要があるときは授業を中止することができる。

第3章 入学、休学、退学

(入学時期)

第9条 入学時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者並びに、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業したと同等以上学力があると認められた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第11条 入学志願者は、本校所定の入学願書及び学校長が別に定める書類に入学検定料を添えて学校長が定める指定の期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第12条 入学者の選考は、学校長が別に定める入学試験を実施し、その合否は入学者選考会議の議を経て、学校長が決定する。

(転入学)

第13条 学校長は、本校に転入学を希望する者がいるとき、欠員がある場合に限り、学校長が定める入学試験を実施し、その合否は幹部会議の議を経て、入学を許可することができる。

- 2 転入学に関する事項については、別に定める。

(編入学)

第 14 条 学校長は、本校に編入学を希望する者がいるとき、欠員がある場合に限り、学校長が定める入学試験を実施し、その可否は幹部会議の議を経て、入学を許可することができる。

2 編入学に関する事項については、別に定める。

(再入学)

第 15 条 学校長は、本校に再入学を希望する者がいるとき、欠員がある場合に限り、必要により学校長が定める入学試験を実施し、その可否は幹部会議の議を経て、入学を許可することができる。

2 再入学に関する事項については、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第 16 条 選抜により合格の通知を受けた者は、学校長が定める指定の期日までに、保証人連署の誓約書等本校所定の書類に入学金及び授業料等学納金を添えて提出しなければならない。

2 学校長は、前項の入学手続を完了した者について入学を許可する。

(保証人)

第 17 条 保証人は学生の保護者、もしくは独立の生計を営み、学生の身上に関して一切の責任を負うことができる身元確実な成年者でなければならない。

(転学)

第 18 条 他校への転学を希望する場合は、保証人連署の転学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(欠席)

第 19 条 学生が病気その他やむを得ない事由により欠席しようとするときは、本校所定の書類にその理由を明記し、速やかに学校長に届け出なければならない。

2 公欠の取扱いについては、別に定める。

(休学)

第 20 条 学生が病気その他やむを得ない事由で長期（2 ヶ月以上）にわたり出席することができないときは、本校所定の書類にその事由を明記し、学校長に休学を願い出なければならない。

(1) 前項の休学期間は、通算して 2 年を限度とする。

(2) 休学期間は、第 4 条第 2 項、第 3 項に規定する在学期間に算入しない。

(3) 休学期間中の授業料等は徴収しないが、休学が学期の途中である場合はその学期の授業料等は全額徴収する。

(4) 学校長は必要があると認めたときは、学生に休学を命ずることができる。

(復学)

第 21 条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、あらかじめ本校所定の書類にその事由を明記し、学校長の許可を受けなければならない。

2 復学が学期の途中である場合は、その学期の授業料等は全額徴収する。

(留学)

第 22 条 外国の専門学校、大学その他学校長が認める外国の教育施設で学修することを志願する学生は、学校長の許可を受け、留学することができる。

(出席停止)

第 23 条 学生が感染症にかかり、又はそのおそれがあるとき、その他学校長が必要と認めたときは、その学生に対し出席停止を命ずることができる。

(退学)

第 24 条 病気その他のやむを得ない事由により、学生が退学しようとするときは、本校所定の書類にその理由を明記し、学校長の許可を受けなければならない。

(本校の命ずる退学)

第 25 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、幹部会議の議を経て、退学を命ずることができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第 4 条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第 20 条に定める休学期間を超えて、なお復学しない者
- (4) 学納金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(除籍)

第 26 条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、幹部会議の議を経て、除籍とすることができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 失踪の宣告を受けた者
- (3) 本校の教育理念に著しく反し、なおかつその行為・内容が悪質である者
- (4) その他、幹部会議で除籍が適切な処分と判断された者

(変更届)

第 27 条 学生及び保証人の氏名、本籍、住所の変更等身上事項について異動があったときには、本校所定の書類にて速やかに届け出なければならない。

第4章 教育課程、授業単位数・時間数及び履修方法

(教育課程及び授業単位数・時間数)

第28条 教育課程及び授業単位数・時間数は、別表(理学療法学科：別表(1)、言語聴覚療法学科：別表(2)、看護学科：別表(3))のとおりとする。

2 各学科の教育課程の履修方法は、別に定める。

(単位及び時間数)

第29条 単位については、大学設置基準第21条第2項の規定によるものとし、1単位の時間数を次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲内で定める時間数をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲内で定める時間数をもって1単位とする。
- (3) 臨床実習及び臨地実習については、40時間から45時間の範囲内で各学科が定める時間数をもって1単位とする。
- (4) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前一号及び前二号に規定する基準を考慮して本校が定める時間数をもって1単位とする。

(既修得単位の認定)

第30条 認定の可否については、教員会議の議を経て、学校長が認定する。

- 2 本校に入学する以前に学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、専修学校(専門課程)若しくは養成所等において既に修得した授業科目の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修得内容を審査・評価し、当該授業科目が各学科の教育内容に相当すると認められる場合は、総修得単位数の2分の1を超えない範囲で単位を認定することができる。
- 3 既修得単位の認定範囲及び申請方法等は、別に定める。

(学修の評価)

第31条 学修の評価は、試験の成績及びレポート、平素の授業態度、技術習得状況、出席状況並びに学外実習の成績等により科目担当教員が評定する。

2 学修評価の基準は別に定める。

(単位の認定)

第32条 学校長は、各授業科目を履修し、各科目の学修評価で合格した者に対して、教員会議の議を経て、単位を認定する。

(進級認定)

第 33 条 学校長は、理学療法学科及び言語聴覚療法学科については、当該学年の課程を修了した者に対して、教員会議の議を経て、進級を認定する。

2 看護学科については、単位制をとるので、進級認定を要しない。

(卒業認定)

第 34 条 学校長は、教員会議の議を経て、第 28 条に定める各学科における教育課程を、全て修得したものと認めた者に卒業を認定する。

2 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者については、原則として卒業を認めない。

(称号の授与)

第 35 条 学校長は、前条により、卒業を認定した者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第 36 条 本校を卒業した者には、次の資格が与えられる。

- (1) 理学療法学科を卒業した者には、理学療法士国家試験の受験資格が与えられる。
- (2) 言語聴覚療法学科を卒業した者には、言語聴覚士国家試験の受験資格が与えられる。
- (3) 看護学科を卒業した者には、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第5章 教職員

(教職員)

第37条 本校には、次の(1)～(4)の教職員を置く。また、(5)の教職員を置くことができる。

- (1) 学校長
- (2) 副校長及び専任教員
理学療法学科 専任教員 6名以上（うち、学科長1名を置く）
言語聴覚療法学科 専任教員 5名以上（うち、学科長1名を置く）
看護学科 副校長 1名
専任教員 8名以上（うち、学科長1名、実習調整者1名以上を置く）
- (3) 事務職員 3名以上
- (4) 学校医
- (5) その他必要な教職員

2 学校長は、本校を代表し、所属職員の監督及び学務を統括運営する。

(組織及び運営)

第38条 学校長は理事会の承認を得て理事長が任命する。

- 2 専任教職員の就任、委嘱、解嘱等については、幹部会議の議を経て、理事長が任命する。
- 3 本校の組織及び会議等の運営に関する事項については、別に定める。

第6章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等)

第39条 入学を志望するものは入学検定料を納入しなければならない。

- 2 入学を許可されたものは入学金及び授業料等を納入しなければならない。
- 3 入学検定料、入学金及び授業料等は、学校長が別に定める。(別表(4))
- 4 授業料等は、学校長が指定する期日までに納入しなければならない。
- 5 授業料等には授業料、施設設備費、実験実習費が含まれる。
- 6 一旦納入された学納金は、原則として返還しない。
- 7 学校長は特別の事情があると認められる者には、学校長の下承を得られた者に限り、延納又は分納を認めることがある。

(その他の費用等)

第40条 教科書代、ユニフォーム代、抗体検査代、予防接種代は、学納金とは別に学生が負担する。

- 2 講義以外にかかる教材費、臨床実習及び臨地実習に係わる交通費等は、必要に応じて学生が負担するものとする。

第7章 賞 罰

(褒章)

第 41 条 学生が成績優秀にして、他の模範となるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第 42 条 本校の規則若しくは学校長の指導に背いた者、又は学生の本分に反する行為があったものを懲戒することがある。

2 懲戒は、訓告、停学、退学、除籍とする。

第8章 健康管理

(健康管理)

第 43 条 健康診断は、毎年 1 回以上定期的にこれを行う。

2 その他健康管理に関する事項については、別に定める。

第9章 附 則

(改廃)

第 44 条 この学則の改廃は、幹部会議の議を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第 45 条 この学則の施行に関し、必要な細則は別に定める。

附則 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 28 条に規定する別表(1)、別表(2)の教育課程及び授業単位数・時間数は、平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附則 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附則 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

改正後の第 28 条に規定する別表(1)の教育課程及び授業単位数・時間数は、令和 2 年度入学者から適用し、平成 31 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

理学療法学科 教育課程表(新)

理学療法学科	教育内容	科目名	授業形態	単位	時間	1年		2年		3年				
						前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基礎分野	科学的思考の基盤	統計学	講義	2	30	30								
		情報処理技術論	講義	2	30	30								
	人間と生活	心理学	講義	2	30	30								
		外国語	講義	2	30	30								
	社会の理解	基礎物理学	講義	2	30	30								
		コミュニケーション論	講義	2	30	30								
		社会学	講義	1	16	16								
		倫理学	講義	1	16	16								
		基準単位数(14)			14	212	212	0	0	0	0	0		
		計14			14	212	212	0	0	0	0	0		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	運動機能解剖学	講義	2	46	46								
		基礎解剖生理学	講義	2	46	46								
		解剖学Ⅰ	講義	2	30	30								
		解剖学Ⅱ	講義	2	30		30							
		生理学	講義	2	60		60							
		人間発達学	講義	1	16			16						
		体表解剖学Ⅰ	講義・演習	2	46		46							
		体表解剖学Ⅱ	講義・演習	2	46			46						
		解剖学見学実習	講義・演習	1	30				30					
			基準単位数(12)			16	350	122	136	62	30	0	0	
		疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	公衆衛生学	講義	1	16	16							
			病理学	講義	2	30		30						
	臨床心理学		講義	2	30		30							
	内科学		講義	2	30		30							
	整形外科		講義	2	30		30							
	精神医学		講義	1	16		16							
	神経内科学		講義	1	16			16						
	小児科学		講義	1	16			16						
	老年医学		講義	2	30			30						
	医療概論Ⅰ		講義	2	30			30						
	医療概論Ⅱ		講義・演習	2	30				30					
			基準単位数(14)			18	274	16	136	92	30	0	0	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	リハビリテーション概論	講義	2	30	30								
		保健医療福祉概論	講義	2	30		30							
				4	60	30	30		0	0	0	0		
			基準単位数(4)			4	60	30	30	0	0	0	0	
		計30			38	684	168	302	154	60	0	0		
	専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論	講義	1	30	30							
			基礎運動学Ⅰ	講義	1	30	30							
			基礎運動学Ⅱ	講義	2	46		46						
運動学実習			講義・演習	1	30			30						
理学療法研究法Ⅰ			講義	1	30			30						
理学療法研究法Ⅱ			講義	1	30				30					
総合理学療法Ⅰ			講義・演習	1	30		30							
			基準単位数(6)			8	226	60	76	60	30	0	0	
理学療法管理学		理学療法管理学	講義	2	30			30						
			基準単位数(2)			2	30	0	0	30	0	0	0	
理学療法評価学		理学療法評価学基礎Ⅰ	講義・演習	2	46	46								
		理学療法評価学基礎Ⅱ	講義・演習	2	36		36							
		理学療法評価技術論Ⅰ	講義・演習	2	36			36						
		理学療法評価技術論Ⅱ	講義・演習	2	36			36						
		臨床運動学	講義・演習	2	60				60					
		理学療法評価スキル	講義・演習	2	40			40						
		理学療法臨床推論	講義・演習	2	60				60					
		総合理学療法Ⅱ	講義・演習	1	30				30					
			基準単位数(6)			15	344	46	36	112	150	0	0	
		理学療法治療学	日常生活活動論	講義・演習	2	46	46							
運動療法技術論			講義・演習	2	60		60							
物理療法学			講義・演習	2	46		46							
義肢学			講義	1	30				30					
装具学			講義	1	30			30						
循環器・呼吸器疾患理学療法			講義	1	30			30						
内部障害理学療法			講義	1	30			30						
脊髄損傷理学療法			講義	1	30			30						
小児理学療法			講義	1	30				30					
運動器・スポーツ理学療法			講義	1	30				30					
脳卒中理学療法			講義	1	30				30					
神経疾患理学療法			講義	1	30				30					
特殊理学療法			講義・演習	2	46				46					
理学療法臨床スキルⅠ			講義・演習	2	38				38					
理学療法臨床スキルⅡ			講義・演習	2	60					60				
総合理学療法Ⅲ			講義・演習	4	120						60	120		
			基準単位数(20)			25	686	46	106	120	234	60	120	
地域理学療法学			生活環境論	講義	1	30		30						
		地域理学療法論	講義	2	46			46						
		介護予防と自立支援	講義・演習	1	30				30					
			基準単位数(3)			4	106	0	30	46	30	0	0	
臨床実習		見学実習Ⅰ	実習	1	45	45								
		見学実習Ⅱ	実習	1	45		45							
		地域理学療法実習	実習	1	45			45						
		評価実習	実習	3	135				135					
		総合臨床実習Ⅰ	実習	7	315					315				
		総合臨床実習Ⅱ	実習	7	315						315			
			基準単位数(20)			20	900	45	45	45	135	315	315	
			計57			74	2292	197	293	413	579	375	435	
必須科目授業時間合計 101						126	3188	577	595	567	639	375	435	

言語聴覚療法学科 教育課程表

療言語聴覚科	教育内容	科目名	授業形態	単位	時間	1年		2年		3年	
						前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎分野	人文科学	コミュニケーション論	講義	4	60	30	30				
		倫理学	講義	2	30	30					
	社会科学	社会学	講義	2	30	30					
		心理学	講義	2	30	30					
	自然科学	生物学	講義	2	30	30					
		情報処理	講義・演習	2	30	30					
		公衆衛生学	講義	2	30	30					
		統計学	講義	2	30	30					
	外国語	英語	講義	4	60	30	30				
	保健体育	保健体育	実技	2	30					30	
	基準単位数(12)			24	360	270	60	0	0	30	0
	計12単位(360時間)以上			24	360	270	60	0	0	30	0
専門基礎分野	基礎医学	医学総論	講義	2	30	30					
		解剖学	講義	4	60	60					
		臨床生理学	講義	2	30		30				
		病理学	講義	2	30		30				
		基準単位数(3)		10	150	90	60	0	0	0	0
	臨床医学	内科学	講義	2	30		30				
		精神医学	講義	1	15		15				
		形成外科学	講義	1	15		15				
		小児科学	講義	2	30			30			
		耳鼻咽喉科学	講義	2	30			30			
		臨床神経学	講義	2	30			30			
		基準単位数(6)		10	150	0	60	90	0	0	0
	臨床歯科医学	臨床歯科医学(口腔外科学)	講義	2	30		30				
		基準単位数(1)		2	30	0	30	0	0	0	0
	音声・言語・聴覚医学 (神経系の構造、機能及び病態含む)	聴覚医学(聴覚系の構造・機能)	講義	2	30		30				
		音声医学(呼吸・発声・発語の機能)	講義	2	30			30			
		言語医学(神経系の構造・機能・病態)	講義	2	30			30			
		基準単位数(3)		6	90	0	30	60	0	0	0
	心理学	生涯発達心理学	講義	4	60	30	30				
		臨床心理学	講義	2	30		30				
		認知心理学	講義	2	30			30			
		学習心理学	講義	2	30				30		
		心理測定法	講義	2	30				30		
		基準単位数(7)		12	180	30	60	30	60	0	0
	言語学	言語学概論	講義	2	30		30				
		心理言語学	講義	2	30		30				
		基準単位数(2)		4	60	0	60	0	0	0	0
	音声学	音声学	講義	2	30		30				
基準単位数(2)			2	30	0	30	0	0	0	0	
音響学	音響学	講義	2	30			30				
	聴覚心理学	講義	2	30				30			
	基準単位数(2)		4	60	0	0	30	30	0	0	
言語発達学	言語発達学	講義	2	30	30						
	基準単位数(1)		2	30	30	0	0	0	0	0	
社会福祉・教育 (社会保障制度及び関係法規含む)	リハビリテーション概論	講義	2	30	30						
	社会福祉学	講義	2	30					30		
	基準単位数(2)		4	60	30	0	0	0	30	0	
	計29単位(840時間)以上			56	840	180	330	210	90	30	0
専門分野	言語聴覚障害学総論	言語聴覚障害学総論Ⅰ	講義	2	30	30					
		言語聴覚障害学総論Ⅱ	講義	2	30		30				
		基準単位数(4)		4	60	30	30	0	0	0	0
	失語・高次脳機能障害学	失語・高次脳機能障害学概論	講義	1	15		15				
		失語・高次脳機能障害学Ⅰ	講義・実技	2	60			60			
		失語・高次脳機能障害学Ⅱ	講義・実技	2	60				60		
		失語・高次脳機能障害学Ⅲ	講義・実技	3	90					90	
		基準単位数(6)		8	225	0	15	60	60	90	0
	言語発達障害学 (脳性麻痺及び学習障害含む)	言語発達障害学概論	講義	1	15		15				
		言語発達障害学Ⅰ	講義・実技	1	30			30			
		言語発達障害学Ⅱ	講義・実技	2	60				60		
		言語発達障害学Ⅲ	講義・実技	2	60					60	
		基準単位数(6)		6	165	0	15	30	60	60	0
	発声発語・嚥下障害学 (吃音含む)	発声発語障害学概論	講義	1	15		15				
		発声発語障害学Ⅰ	講義・実技	3	90			45	45		
		発声発語障害学Ⅱ	講義	2	30			30			
		発声発語障害学Ⅲ	講義	2	30			30			
		発声発語障害学Ⅳ	講義	2	30				30		
		発声発語障害学Ⅴ	講義	2	30					30	
		嚥下障害学概論	講義	2	30		30				
		嚥下障害学Ⅰ	講義・実技	2	60			30	30		
		嚥下障害学Ⅱ	講義・実技	2	60					60	
		基準単位数(9)		18	375	0	45	135	105	90	0
	聴覚障害学 (聴力検査、補聴器及び人工内耳含む)	聴覚障害学概論	講義	2	30	30					
		聴覚障害学Ⅰ	講義・実技	1	30		30				
		聴覚障害学Ⅱ	講義・実技	1	30			30			
		聴覚障害学Ⅲ	講義・実技	1	30				30		
		聴覚障害学Ⅳ	講義・実技	2	60					60	
		基準単位数(7)		7	180	30	30	30	30	60	0
	計32単位(945時間)以上			43	1005	60	135	255	255	300	0
臨床実習	臨床実習Ⅰ	実習	4	160				160			
	臨床実習Ⅱ	実習	8	320						320	
	基準単位数(12)(480時間)以上		12	480	0	0	0	160	0	320	
	計44単位(1425時間)以上			55	1485	60	135	255	415	300	320
選択必修分野 (専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行なう)	解剖学実習	実技	1	45				45			
	一般臨床医学	講義	1	15			15				
	接遇・マナー演習Ⅰ	講義・演習	1	15	15						
	接遇・マナー演習Ⅱ	講義・演習	1	15				15			
	言語評価技術論	実技	2	60			60				
	言語聴覚療法学	講義	4	120					60	60	
	計8単位(210時間)以上			10	270	15	0	75	60	60	60
	合計93単位(2835時間)以上			145	2955	525	525	540	565	420	380

看護学科 教育課程表

看護学科	教育内容	科目名	単位			時間	1年		2年		3年	
			講義	実習	計		前期	後期	前期	後期	前期	後期
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活、社会の理解	物理学	1		1	30	30					
		情報科学	1		1	30	30					
		英語 I	1		1	15	15					
		英語 II	1		1	30			30			
		論理と表現	1		1	30	30					
		心理学	1		1	30	30					
		文化人類学	1		1	15			15			
		社会学	1		1	30				30		
		人間関係論	1		1	30	30					
		倫理学	1		1	30		30				
		教育学	1		1	30				30		
		家族論	1		1	15				15		
		健康とスポーツ	1		1	30				30		
		基準単位数(13)	13		13	345	165	30	120	30		
計 13 単位【13科目】		13	13	345	165	30	120	30				
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと 回復の促進 (15科目)	形態機能学 I	1		1	30	30					
		形態機能学 II	1		1	30	30					
		形態機能学 III	1		1	30	30					
		形態機能学 IV	1		1	30	30					
		形態機能学 V	1		1	30		30				
		疾病と治療 I	1		1	30		30				
		疾病と治療 II	1		1	30		30				
		疾病と治療 III	1		1	30		30				
		疾病と治療 IV	1		1	30			30			
		病理学	1		1	30	30					
		生化学	1		1	30	30					
		薬理学	1		1	30		30				
		微生物と感染症	1		1	30		30				
		栄養学	1		1	15		15				
		治療論	1		1	15		15				
	基準単位数(15)	15		15	420	180	210	30				
	健康支援と社会保障制度 (6科目)	社会保障制度	1		1	15		15				
		社会福祉	1		1	15		15				
		地域の福祉活動	1		1	15			15			
		地域とリハビリテーション	1		1	15				15		
		公衆衛生	1		1	15				15		
看護と法律		1		1	15					15		
基準単位数(6)	6		6	90		30	15	30	15			
計 21 単位【21科目】		21	21	510	180	240	45	30	15			
専門分野 I	基礎看護学 (11科目)	看護学概論	1		1	30	30					
		看護の理論	1		1	15	15					
		看護の基本となる技術 I	1		1	30	30					
		看護の基本となる技術 II-1	1		1	30		30				
		看護の基本となる技術 II-2	1		1	15		15				
		看護の基本となる技術 III	1		1	30	30					
		看護の基本となる技術 IV	1		1	30		30				
		生活を整える技術 I	1		1	30	30					
		生活を整える技術 II	1		1	30	30					
		診療に伴う技術	1		1	30		30				
		臨床看護技術	1		1	30			30			
	基準単位数(10)	11		11	300	165	105	30				
	臨地実習 基礎看護学 (2科目)	基礎看護学実習 I		1	1	45	15	30				
		基礎看護学実習 II		2	2	90				90		
		基準単位数(3)		3	3	135	15	30		90		
	計 14 単位【13科目】		11	3	14	435	180	135	30	90		
	専門分野 II	成人看護学 (6科目)	成人看護学概論	1		1	30		30			
セルフマネジメントに向けての看護			1		1	30		30				
健康危機状況における看護			1		1	30			30			
セルフケア再獲得に向けての看護			1		1	30			30			
緩和ケアを必要とする人の看護			1		1	30			30			
成人の看護過程			1		1	30			30			
基準単位数(6)		6		6	180		60	120				
老年看護学 (4科目)		老年看護学概論	1		1	30		30				
		高齢者の日常生活援助技術	1		1	30			30			
		高齢者の健康障害時の看護	1		1	30			30			
		高齢者の看護過程	1		1	15			15			
基準単位数(4)		4		4	105		30	75				
小児看護学 (4科目)		小児看護学概論	1		1	30		30				
		さまざまな状況にある子どもと家族の看護	1		1	15			15			
		子どもの健康状態に応じた看護	1		1	30			30			
		発達段階に応じた看護援助	1		1	30				30		
基準単位数(4)		4		4	105		30	45	30			
母性看護学 (4科目)		母性看護学概論	1		1	30		30				
		妊婦・産婦の看護	1		1	30			30			
		褥婦・新生児の看護	1		1	30				30		
		周産期にある人のハイリスク時の看護	1		1	15				15		
基準単位数(4)		4		4	105		30	30	45			
精神看護学 (4科目)		精神看護学概論	1		1	30			30			
		精神に障害をもつ人の理解	1		1	30			30			
		精神看護の基本技術	1		1	15				15		
		精神に障害をもつ人の生活と看護	1		1	30				30		
基準単位数(4)		4		4	105			60	45			
臨地実習 成人看護学 (8科目)		成人看護学実習 I		2	2	90					90	
		成人看護学実習 II		2	2	90					90	
		成人看護学実習 III		2	2	90					90	
		基準単位数(6)		6	6	270				90	180	
		老年看護学	老年看護学実習 I		2	2	90				90	
			老年看護学実習 II		2	2	90				90	
		小児看護学	小児看護学実習		4	4	180				90	90
			基準単位数(2)		2	2	90				90	
		母性看護学	母性看護学実習		2	2	90				90	
			基準単位数(2)		2	2	90				90	
		精神看護学	精神看護学実習		2	2	90				90	
	基準単位数(2)			2	2	90				90		
	計 38 単位【30科目】		22	16	38	1320	150	330	300	540		
	統合分野	在宅看護論 (4科目)	在宅看護概論	1		1	30			30		
在宅療養者の健康状態に応じた看護			1		1	15			15			
在宅看護技術			1		1	30				30		
在宅の看護過程			1		1	15				15		
基準単位数(4)		4		4	90			45	45			
看護の統合と実践 (4科目)		医療安全	1		1	30				30		
		看護の研究	1		1	30					30	
		災害看護・国際看護	1		1	30					30	
		看護管理と臨床看護の実践	1		1	30					30	
基準単位数(4)		4		4	120				30	90		
臨地実習 在宅看護論 看護の統合と実践 (2科目)	在宅看護論実習		2	2	90					90		
	看護の統合と実践		2	2	90					90		
	統合実習		2	2	90					90		
	基準単位数(2)		2	2	90					90		
計 12 単位【10科目】		8	4	12	390		45	75	270			
総合計				98	3000	525	555	570	525	855		
指定取得単位数(時間数) 98単位(3000時間)【87科目】				98	3000	525	555	570	525	855		

別表（4）

1. 入学検定料： 理学療法学科、言語聴覚療法学科、看護学科 25,000 円

2. 学納金

(単位：円)

学費	学科	学年	入学金	授業料	施設設備費	実験実習費	計
	理学療法学科 言語聴覚療法学科	1年次	450,000	980,000	200,000	200,000	1,830,000
2年次		—	980,000	200,000	200,000	1,380,000	
3年次		—	980,000	200,000	200,000	1,380,000	
3年間合計		450,000	2,940,000	600,000	600,000	4,590,000	
看護学科	1年次	200,000	560,000	185,000	185,000	1,130,000	
	2年次	—	560,000	185,000	185,000	930,000	
	3年次	—	560,000	185,000	185,000	930,000	
	3年間合計	200,000	1,680,000	555,000	555,000	2,990,000	

(注) 1. 授業料は全納(3月)または、前期(3月)・後期(9月)の2回に分けて納入する。その他の学納金は、3月に納入する。

2. 入学金は入学時のみ徴収する。

3. 教科書、教材費、ユニフォーム、抗体検査、予防接種、実習交通費等は原則実費負担とする。

3. 休学する場合には、復学するまでの期間、在籍料 1,500 円（月額）を納めなければならない。